

# 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部改正（案）

地域創生部地域創生課

## 1. 改正の趣旨

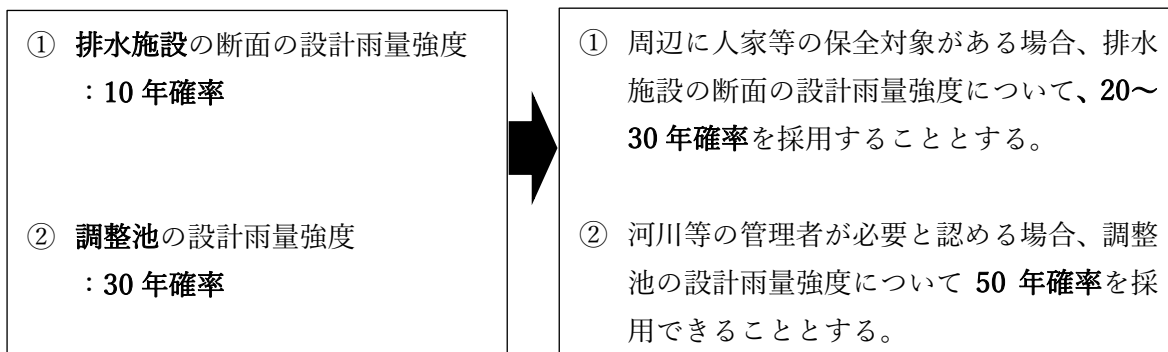
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例は、県土の保全と秩序ある開発を図り、もって県民の福祉に寄与することを目的に制定されたものである。

開発事業に関する規制として、開発事業計画の事前協議及び開発事業の承認の制度で審査を実施している。昨今の降雨状況を鑑み、より強い雨量強度に対応するため、審査の基準を改正する。また、開発事業計画及び開発事業の変更時の取り扱いについて明確にするため、軽微な事項の変更を規則に定める。併せて、宅地造成等規制法の宅地造成及び特定盛土等規制法への改正に伴う改正を行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 審査の基準の細目の改正

調整池と排水施設に関する基準を定めているが、昨今の降雨状況を鑑み、より強い雨量強度に対応するため、森林法の開発行為の許可基準等の運用の改正に準じて内容を改正する。



別表第三（第十三条関係）（三）河川及び砂防に関する事項

改正前	(ロ) 河川の構造については、原則として、別に定める河川管理基準によるものとし、調整池については、原則として、別に定める大規模宅地開発に伴う調整池技術基準によるものであること。
改正後	(ロ) 河川の構造については、原則として、別に定める河川管理基準によるものとし、調整池については、原則として、別に定める大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合は、別に定める防災調節池技術基準）によるものであること。

付表八 排水施設設置基準

改正前	2 Iの値は、タルボット式により、その流域の降雨到達時間内の10年確率雨量強度を算出する。ただし、他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。
改正後	2 Iの値は、タルボット式により、その流域の降雨到達時間内の10年確率雨量強度を算出する。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率雨量強度を用いることとし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となる重要な保全対象がある場合は、30年確率雨量強度を用いることとする。 3 前項の規定にかかわらず、他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。

(2) 開発事業計画及び開発事業の変更における軽微な事項の変更の追加

開発事業計画と開発事業の変更にはそれぞれ協議および承認が必要であるが、それらが不要となり届出扱いとなる軽微な事項の変更について定める。

ア 規則第七条の二

改正前	—
改正後	第七条の二 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 開発事業の名称の変更 二 工事着手及び完成の予定年月の変更 三 前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの 2 前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業計画変更届出書（別記様式第一号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

イ 規則第十三条の二

改正前	—
改正後	第十三条の二 条例第十八条第一項ただし書の規則で定める軽微な事項の変更は、災害の防止及び良好な環境の確保に支障のない変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 開発事業の名称の変更 二 工事着手及び完成の予定年月日の変更

	<p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が認めるもの</p> <p>2 前項の軽微な事項の変更をしたときは、大規模土地開発事業変更届出書（別記様式第五号の二）によりその旨を遅滞なく知事に届け出なければならぬ。</p>
--	--

(3) 宅地造成等規制法の宅地造成及び特定盛土等規制法への改正に伴うもの

開発事業計画の事前協議では個別規制法に関する審査を行うため、必要な細目を定めている。細目により宅地造成規制法に基づく規制区域内の土地に関する事項を定めていたが、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い、内容に準じて改正する。

別表第一（第七条関係）一 条例第十条第一項第一号に掲げる事項に係る細目

改正前	(五) 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の規定に基づく宅地造成工事規制区域内の土地に関する事項
改正後	(五) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域内の土地に関する事項

3. 改正規則の施行日

令和7年5月26日（予定）